

埼玉県公安委員会規程第18号

埼玉県公安委員会公益通報取扱規程を次のように定める。

平成18年 5 月31日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会公益通報取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が処分、勧告等をする権限を有する公益通報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「公益通報等」とは、公益通報又は法第2条第3項各号に規定する通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしている旨の通報をいう。

(公益通報受付・相談窓口)

第3条 埼玉県警察本部総務部総務課公安委員会室に公益通報等を受理し、又は公益通報に関連する相談に応じる窓口を置く。

(公益通報等の受理)

第4条 公安委員会は、公益通報等を受理したときは、当該通報をした者（以下「通報者」という。）に対して、その旨を遅滞なく通知するものとする。この場合において、公安委員会は、通報者の秘密保持及び個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに当該通報等の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対し、通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明するものとする。

2 公安委員会は、公益通報等を受理したときは、通報管理表（別記様式）に通報の概要等を記載し、その処理経過を明らかにするものとする。

3 公安委員会は、処分、勧告等をする権限を有しない通報については、通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(調査等)

第5条 公安委員会は、公益通報等の処理に当たり、必要と認めるときは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、公益通報等の事実関係の調査及びその結果を踏まえた措

置をとらせるものとする。

(報告)

第6条 公安委員会は、前条の規定による調査の進捗状況、調査の結果及びその結果に基づく措置を本部長に報告させるものとする。

(通知)

第7条 公安委員会は、前条の規定により本部長から報告があったときは、当該報告に係る通報者に対し、その内容を支障のない範囲において、通知するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 公益通報等の処理の手続に関する細目的事項については、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から実施する。

附 則 (平成27年2月4日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成27年2月4日から実施

